

台風時等における児童生徒の通級・来室及び活動の実施について

名張市適応指導教室

1. 通級・来室前に、暴風警報が、「三重県北中部」又は「伊賀」又は「名張市」に発令されている場合
 - (ア) 警報の発令中は通級・来室しないで、自宅で待機する。
 - (イ) 午前8時までに警報が解除された場合は、通常通り教室を開始する。ただし、交通機関が不通であったり、道路や橋などが壊れていたり、山崩れや川の増水などで通級・来室することが危険な状態の時は、通級・来室しなくてもよい。
 - (ウ) 午前8時になっても警報が解除にならない場合は、当日の教室は閉室とする。通級・来室しない。
 - (エ) 天候がよくなっても、警報発令中は通級・来室しないで上記（ア）（ウ）の項に準ずる。
2. 通級・来室の途中で、暴風警報が、「三重県北中部」又は「伊賀」又は「名張市」に発令された場合
 - (ア) 自宅へ戻る。通級・来室した場合は、速やかに帰宅させる。その際は、保護者の送迎とする。
3. 通級・来室後に、暴風警報が、「三重県北中部」又は「伊賀」又は「名張市」に発令された場合
 - (ア) 原則として、直ちに活動を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させる。その際は、保護者の送迎とする。
4. 大雨・洪水・大雪などの警報が発令された場合
 - (ア) 上記の1. 2. 3の項に準ずる。
5. 大雨・洪水・大雪などの注意報が発令された場合
 - (ア) 原則として通級・来室する。ただし、交通機関が不通であったり、道路や橋などが壊れていたり、山崩れや川の増水などで通級・来室することが危険な状態の時は、通級・来室しなくてもよい。